

入札心得書

入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は本入札心得書を熟読の上、入札してください。なお、入札参加者は、入札開始時刻から入札締切時刻まで入札執行職員の指示に従うものとします。

1 入札参加者

- (1) 入札に参加することができる者は、21 ページからの「物件調書」に記載のとおり、事前に妙高温泉土地株式会社と協議を行ったうえ、入札日の7日前までに「入札参加申込書」を妙高病院に提出した者、かつ「物件調書」に記載の入札及び開札時に会場に参集した者とします。（時間厳守）
- (2) 入札には、本人又は、本人の委任状（14 ページ参照）を持参した代理人のみが参加できるものとします。入札者が代理人であるとき、法人の代理で社員が入札するときなどは、入札前に必ず委任状を入札執行職員に提出してください。
- (3) 共有名義を希望する場合は連名で入札してください。この場合来場者は共有者のうち1人で結構です。委任状は不要です。
- (4) 名義人となるのは落札者本人です。

2 入札の方法

- (1) 入札は物件1口ずつ行い、複数を希望する参加者がいる場合はその回数分の入札を繰り返します。ただし、入札参加者が1名で、かつ複数を希望する場合、もしくは、参加者全員が同じ口数を希望する場合は、1回目から希望口数に応じた入札を行います。
- (2) 落札の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その金額を切り捨てた額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。
- (3) 入札参加者は、入札の際、入札保証金として、入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5以上の金額を現金又は預金小切手で納めなければなりません。預金小切手は金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手に限ります。
なお、この入札保証金は、開札完了後速やかに、落札者を除き、保証金を納付したとき発行した領収書と引き換えに入札者に還付します。ただし、契約の相手方となるべき者が納付した入札保証金は、当該契約書を交換したときにおいて契約保証金の全部又は一部に充当します。
- (4) 入札書（12、13 ページ参照）の提出は、二枚封筒とし、入札書は中封筒に密封の上、中封筒の封皮には住所及び氏名等を記入し、外封筒には中封筒及び入札保証金を密封し、中封筒同様、その封皮に住所及び氏名等を記入してください。封筒の大きさは自由です。（18 ページ参照）
- (5) 提出済みの入札書は、その事由のいかんにかかわらず、引き換え、変更又は取消しはでき

ません。

3 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とします。

- (1) 一般競争入札の参加資格がない者のした入札又は代理人で代理権の承認を受けていない代理人がした入札
- (2) 入札書の記載事項のうち、入札金額、入札者の氏名その他主要な記載事項が識別し難い入札
- (3) 入札保証金を納付しない者又は入札保証金が入札金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した額の100分の5の額に達しない者がした入札
- (4) 同一の入札者が1物件につき2つ以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (5) 入札書等の押印を必要とする場所に押印のない入札
- (6) 入札書の金額を訂正した入札
- (7) 脅迫その他不正の行為によってした入札
- (8) その他入札に関する条例に違反した入札
- (9) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと入札執行職員が認める場合における全部の入札

4 開札

- (1) 開札は、入札会場において入札者の面前で行います。
- (2) 開札会場には、入札参加者又はその代理人並びに入札執行職員並びに立会い職員以外の者は原則として入場することができません。

5 落札者の決定方法

- (1) 落札者は、予定価格（最低売却価格）以上で最高の価格をもって有効な入札を行った者とします。
- (2) 落札となるべき同価格の入札者が二人以上あるときは、その会場において当該入札者のくじ引きによって落札者を決定します。この場合、当該入札者はくじ引きを辞退できません。
- (3) 落札者が落札の日から30日以内に契約を締結しないときは、その入札は無効となります。この場合の入札保証金は、県に帰属することになります。
- (4) 落札者がいない場合は、1回を限度として再入札を行います。

6 入札が不調に終わった場合の随意契約

- (1) 再度の入札においても落札者がいなかった物件について、予定価格（最低売却価格）以上で先着順に契約が可能です。（入札不参加者でも可）

令和3年11月1日（月）まで申し込みを受け付けます。19ページの「県有財産売払申込書」により持参又は郵送により申し込んでください。

* 都合により期間途中で中止する場合があります。

7 契約に関する事項

- (1) 落札者及び随意契約者は、契約の際、契約保証金として契約金額の100分の10以上の

金額を現金又は預金小切手で納めなければなりません。

なお、契約保証金は、譲渡代金の一部に充当します。

- (2) 使用权の移転時期は、譲渡代金の支払いを完了した後、温泉組合に対して名義変更手数料の支払を完了したときとします。名義変更手続きは、落札者及び随意契約者と温泉組合との間で行うものとします。

8 その他

- (1) 入札参加者は、運転免許証・健康保険被保険者証・写真付きの住民基本台帳カード等身分を証する書面等を呈示していただきます。
- (2) 開札後、入札調書を公表します。入札参加者の氏名及び入札金額が公開されますが、あらかじめご承知おきください。
- (3) その他の入札に関する必要な事項は、新潟県病院局財務規程に定めるところによります。